

京都商工会議所 大学連携型人材育成事業
同志社大学大学院ビジネス研究科 2010 年度専門科目
「京都の知恵ビジネス」及び「京都の伝統産業と文化ビジネス」
受講費用補助金交付要領

京都商工会議所では、「知恵産業のまち・京都」の推進を図る平成 22 年度事業の一環として、同志社大学大学院ビジネス研究科との連携により、本所会員企業の経営者又は従業員が、自社の競争力向上等のため、同大学大学院 2010 年度専門科目「京都の知恵ビジネス」又は「京都の伝統産業と文化ビジネス」（以下、「補助対象 2 科目」という。）を受講する場合、その受講費の半額を補助する。

1. 補助対象者

本所会員企業（個人事業主含む）の経営者又は従業員で、自社の競争力向上や経営革新等のため、補助対象 2 科目のうち、いずれかの受講を申込み、かつ同大学院より受講が認められた者。

なお、当補助金の交付を受けるためには、下記「3. 受講出願手続き」に定める補助金対象届出書を出願時に大学に提出することを要件とする。

また、補助対象 2 科目両方への受講が認められた場合でも、補助金の交付はそのうちいずれか一方のみとする。

2. 補助交付者数

5 名を上限とし、選考は同志社大学大学院ビジネス研究科が実施する。そのため、補助金対象者数が 5 名を超えた場合、受講が認められた場合でも補助金が交付されない場合がある。

3. 受講出願手続き

同大学院所定の出願書類一式に、2010 年度「京都の知恵ビジネス／京都の伝統産業と文化ビジネス」受講費用補助金対象届出書（様式 1）を添付して、大学に直接出願を行う。

4. 補助金申請手続き

同大学院から受講が認められ、受講費の支払いを終えた後、支払いを証明する書類のコピーを添付の上、2010 年度「京都の知恵ビジネス／京都の伝統産業と文化ビジネス」受講費用補助金申請書（様式 2）を本所産業振興部に提出する。

5. 補助金額

同大学院が定める費用（補助対象2科目のうち、いずれか一方のみの履修費用に限る）履修試験料、履修登録料、履修料(2単位分)の合計額196,000円の1/2相当額98,000円（千円未満切捨て）を補助する。

なお、同大学出身者については、受講費用総額が161,000円に減免されるため、補助金額はこの1/2相当額80,000円（千円未満切捨て）とする。

6. レポートの提出

当概補助金の交付を受けたものは、受講期間終了後、本所の指示により、受講成果等に係るレポートを提出するものとする。

(様式1)

同志社大学大学院ビジネス研究科 御中

(届出者)
住所
事業所名
代表者名

㊟

2010年度「京都の知恵ビジネス／京都の伝統産業と文化ビジネス」
受講費用補助金対象届出書

〔 私
当事業所の従業員 _____ 〕は、自社の事業競争力の強化・

経営革新のため、2010年度専門科目 〔 京都の知恵ビジネス
京都の伝統産業と文化ビジネス 〕

の受講を希望するものであり、京都商工会議所が実施する上記講義受講費補助金の交付対象者であることを届出します。

- ※ ()内はいずれか該当する方を○で囲むこと。
- ※ 科目名については、両科目とも受講を希望する場合は、両方を○で囲むことができるが、大学から両科目とも受講が認められた場合でも、補助金の交付は1科目分のみとする。
- ※ 従業員が受講者である場合は、下線部に氏名を記載すること。

(様式2)

京都商工会議所会頭 様

(申請者)
住所
事業所名
代表者名

㊟

2010年度「京都の知恵ビジネス／京都の伝統産業と文化ビジネス」
受講費用補助金申請書

同志社大学大学院ビジネス研究科が開講する上記の講義への受講が認められましたので、受講費用補助金交付要領第4項の規定により、受講費の支払いを証明する書類を添付の上、受講費用補助金の交付を申請します。

なお、補助金については、下記の金融機関口座への振込みをお願いします。

記

1. 口座名義
(※申請者と同一名義に限る)
2. 口座名義カナ
3. 金融機関名
(※郵便局を除く)
4. 支店名
5. 口座の種類 普通 当座 (※いずれかを○で囲んでください)
6. 口座番号

※ 振込書・領収書等、受講費の支払いを証明する書類のコピーを添付すること。